

あすか

Gマークステッカー変更されました
(2017年1月1日)



公益社団法人 **奈良県トラック協会**
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地の6 TEL.0743-23-1200(代)
総務課／FAX.0743-23-1212 業務・適正化事業課／FAX.0743-56-2228

<http://narata.or.jp>

●「準中型免許」のここがポイント!●



POINT 1

車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックが対象



POINT 2

基礎的免許として18歳で普通免許がなくても取得が可能



POINT 3

免許取得時の技能教習は普通免許より7時限プラス



POINT 4

現行普通免許保有者は自動的に「5トン限定準中型免許」に移行



POINT 5

「5トン限定準中型免許」の限定解除教習は4時限



POINT 6

平成29年3月12日からスタート

新たなトラックの免許

現行制度

車両総重量

5トン

11トン

普通自動車

普通免許

18歳以上

中型自動車

中型免許

20歳以上

普通免許等保有通算2年以上

大型自動車

大型免許

21歳以上

普通免許等保有通算3年以上

新制度

最初から
準中型免許をとってもOK!

車両総重量

3.5トン

7.5トン

11トン

普通自動車

普通免許

18歳以上

準中型自動車

準中型免許

中型自動車

中型免許

20歳以上

普通免許等保有通算2年以上

大型自動車

大型免許

21歳以上

普通免許等保有通算3年以上

【新たな免許区分による車両総重量と最大積載量】

車両総重量		3.5トン ↓ (5トン)		7.5トン ↓ (8トン)		11トン ↓	
最大積載量	区分	普通	準中型	中型	大型		
6.5トン▶ (5トン) 4.5トン▶ (3トン) 2トン▶	大型					大型免許	
	中型					中型免許	
	準中型	準中型免許					
	普通	普通免許					

※1.平成19年6月2日以降 普通免許取得
2.平成19年6月1日以前 普通免許取得

→ 5トン限定準中型免許※1
→ 8トン限定中型免許※2

● 新たな免許制度で乗車可能なトラックの種類 ●

普通免許 18歳～

普通免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン未満の自動車です。主に小口商品の配送などで使用され、自家用のライトバンや軽トラックなどが大半を占めています。



軽トラック

ワゴン車

ライトバン

準中型免許 18歳～

準中型免許の対象となるのは、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の小型トラックです。主に近距離の配送に使用され、宅配便やコンビニ配送などのトラックとしても多く使用されています。



バン型小型トラック

平ボディ小型トラック

中型免許 20歳～

普通免許等保有通算2年以上

中型免許の対象となるのは、車両総重量が7.5トン以上11トン未満の中型トラックです。中・近距離を中心に幅広い用途で使用されています。



バン型中型トラック

大型免許 21歳～

普通免許等保有通算3年以上

大型免許の対象となるのは、車両総重量11トン以上の大型トラックです。大型トラックは、主に都市と都市の間を結ぶ幹線輸送など、長距離で大量に荷物を運ぶ用途に使用されるほか、大きな建設資材や重量物なども輸送します。



バン型大型トラック

施行:平成29年3月12日

貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正概要

国土交通省

準中型免許創設に伴い、トラックの初任運転者等について安全運転の実技を義務化する等、運転者教育の強化を図るため、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部が改正されました。

第1章 一般的な指導及び監督の指針【改正事項】 公布:平成28年4月1日

■「一般的な指導及び監督の内容」

題 目	改正後の内容
①「トラックを運転する場合の心構え」	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる。
②「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる。
③「トラックの構造上の特性」	トレーラを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。トレーラにより、コンテナを運搬する事業者にとっては、コンテナロックの重要性を理解させる。
④「貨物の正しい積載方法」	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる。
⑤「過積載の危険性」	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる。
⑥「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」	該当する事業者にとってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する。危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる。
⑦「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」	－(改正なし)
⑧「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する。降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる。
⑨「運転者の運転適性に応じた安全運転」	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる。
⑩「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法」	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる。規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる。
⑪「健康管理の重要性」	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる。
⑫「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」【新設】	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる。

上記事項を実施するための期間 ▶ 上記内容について運転者に対する指導・監督を一年ごとに実施する旨を規定

第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針【改正事項】

■「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

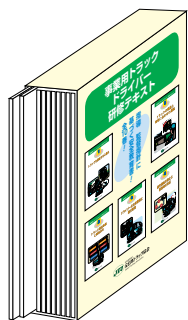
- 一般的な指導及び監督内容を実施
 - 上記内容を座学および実車を用いることにより実施 ➡ **15時間以上**
 - 実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 ➡ **新設 20時間以上**
- ※積載方法、日常点検および車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて指導

事業用トラックドライバー研修テキスト

～国土交通省の指導・監督指針に対応～

準中型免許の創設に伴い、トラックの初任運転者等について、運転者教育の強化を図るため、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号)の一部が改正され、平成29年3月から施行されます。

この改正により、一般的な指導・監督の内容が一部追加され、さらに、初任運転者に対して15時間以上の指導が義務付けされるなど、新たな対応が求められます。



運転者への指導・監督指針 遵守事項、安全知識

事業用トラックドライバーに求められる12項目の内容について、指導・監督を実施しなければなりません。

中堅・ベテラン運転者の教育 継続的な指導・教育

中堅・ベテランドライバーの一層の安全意識高揚と資質向上のために、継続的、計画的な指導・教育が必要です。

初任運転者の教育 プロドライバーの基本

若年ドライバーをはじめとする初任運転者に対しては、特別な指導・教育が必要です。

指導、監督指針の内容を体系的にまとめて解説 安全教育の確立を目指す さし絵多用の分かりやすく読みやすい編集

3 ヒヤリ・ハットの活用

① ヒヤリ・ハットの収集と記録

◆事例を収集し記録する

ヒヤリ・ハットの体験をしたときに、その状況を記録することが大切です。

記録する主な内容は、次のとおりです。

①発生日時・区間

②発生場所

③発生状況

④発生原因の発見時期

⑤発生原因

ヒヤリ・ハット事例の記録については、あらかじめ一定の記録用紙を作成しておいて、それに記入していくのがよいでしょう(図14)。

ヒヤリ・ハット事例を記録することによって、自分の運転行動を振り返り、どこに問題があったかを考える機会にもなります。

また、記録が収集整理されていれば、ドライバー同士がそれを見ることができ、どの場所にとつこう危険があるかを知らることができます。

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

図14 ヒヤリ・ハット事例記録用紙

会員定価(全10巻ケース入り)5,400円(税込)

掲載内容(10分冊)

- ① トラックを運転する心構え
- ② トラック運送事業と関係法令
- ③ ドライバーの日常業務と運行管理
- ④ 過労運転の防止と緊急時の対応
- ⑤ トラックの構造と特性に合わせた運転
- ⑥ トラクタとトレーラの構造と特性に合わせた運転
- ⑦ 貨物の正しい積載方法と労働災害の防止
- ⑧ 危険物輸送に関する基礎的事項
- ⑨ 危険の予測及び回避
- ⑩ 安全運転のための心身の健康管理



お問合せは、日貨協連テキスト販売係まで

Tel:03-3355-2031 Fax:03-3355-2037

ホームページアドレス <http://www.nikka-net.or.jp>

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5(全日本トラック総合会館9階)

企画・制作:



公益社団法人

全日本トラック協会

発行・販売:



日本貨物運送協同組合連合会

※「事業用トラックドライバー研修テキスト」(PDF版)は、全日本トラック協会のホームページ(会員専用)においても公開いたします。

【厚生労働省公表】

トラック運転者を使用する事業場に対する平成 27 年の監督指導、送検の状況について

はじめに

厚生労働省では、全国の労働局や労働基準監督署などの労働基準監督機関が、トラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検の状況を取りまとめました。

この取りまとめの中から、トラックを使用する事業場に対して行われた監督指導や送検の状況について紹介します。

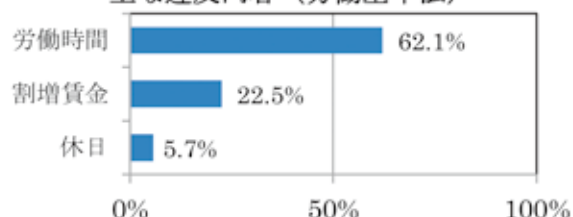
1 監督指導状況

(1) 労働基準関係法令の主な違反内容

※ 以下、表中の () 内は違反率

監督実施事業場数	2,783 (100.0%)
労働基準関係法令 違反事業場数	2,390 (85.9%)

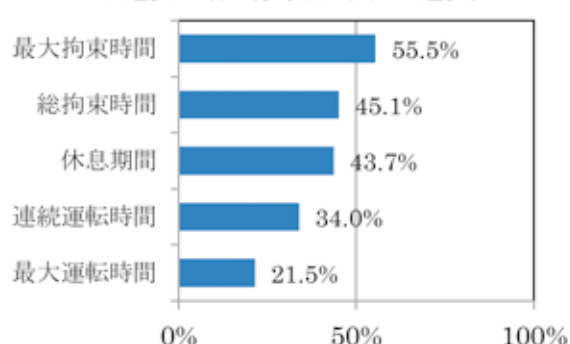
主な違反内容（労働基準法）



(2) 改善基準告示の主な違反内容

監督実施事業場数	2,783 (100.0%)
改善基準告示違反事業場数	1,944 (69.9%)

主な違反内容（改善基準告示違反）



(3) 過去 3 年間の監督指導状況

	27 年	26 年	25 年
監督実施事業場数	2,783	2,765	3,016
労働基準関係法令 違反事業場数	2,390 (85.9%)	2,311 (83.6%)	2,500 (82.9%)

	27 年	26 年	25 年
改善基準告示 違反事業場数	1,944 (69.9%)	1,845 (66.7%)	1,980 (65.6%)

2 監督指導事例

臨検監督（労働基準監督官が事業場へ訪問し行う監督指導）を実施したところ、改善基準告示を上回る長い拘束時間の状況、割増賃金の未払い等が認められたため指導し、改善された事例

【概要】

- 臨検監督を実施し、タコグラフ等の内容から、労働日数及び労働時間の実態を確認。
- 時間外労働時間数が 1 か月 135 時間を超えており、時間外・休日労働に関する労使協定（以下、「36 協定」という。）の協定時間を超えて、時間外労働を行わせていたことを確認。

【指導内容】

- 1 36 協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせ、かつ、1 か月の拘束時間が 320 時間を超えていること。

【指導】

労働基準法第 32 条（労働時間）、改善基準告示違反（1 か月の拘束時間）を是正勧告し、併せて時間外労働の削減及び過重労働による健康障害の防止についても指導

- 2 1 日の最大拘束時間が 16 時間を超えていること。

【指導】

改善基準告示違反（1 日の拘束時間）

- 3 継続 8 時間以上の休息期間を与えていないこと。

【指導】

改善基準告示違反（休息期間）

【指導後の会社の取組】

- 安全会議での周知徹底や荷主への要請等に取り組み、時間外労働時間数が 100 時間未満となり、1 か月の拘束時間が 293 時間未満になる等、違反を是正した。また、1 日の休息期間が 8 時間以上となった。

（参考）トラック運転者に係る改善基準告示

- ・1 か月の総拘束時間：原則 293 時間以内（労使協定締結の場合、320 時間以内）
- ・1 日の総拘束時間：13 時間以内を基本とし、延長する場合であっても 16 時間以内
- ・休息期間：継続 8 時間以上

3 送検の状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数

平成 27 年	平成 26 年	平成 25 年
52	40	48

(2) 送検事例

<事例 1>

脳・心臓疾患事案を発生させる等、違法な長時間の時間外労働を行わせたとして法人及び事業主を送検

【概要】

■ 脳・心臓疾患を発症した運転者（死亡）について、36 協定の協定時間である 1 か月 70 時間を超えて時間外労働を行わせており、最長で 1 か月約 134 時間の時間外労働が認められたことから、法人及び事業主を送検。

■ また、当該時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかったため、併せて送検。

【被疑事実】

- 1 36 協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせた。
- 2 時間外労働に対する割増賃金を法定の率（25%）以上で計算し支払っていなかった。

<事例 2>

違法な時間外労働及び休日労働については是正勧告を受けたにもかかわらず違反状況を是正しなかったため、法人及び支店長を送検

【概要】

■ 運転手 4 名に対し、36 協定で協定した時間（1 か月 120 時間）、回数（2 週間について 1 回）を超えて、1 か月最長で約 86 時間の時間外労働を行わせ、うち 1 名に対して、6 か月間に合計 12 回の休日労働を行わせていたことから、法人及び実行行為者である支店長を送検。

■ 当該事業場は、過去にも運転者が死亡する追突事故を発生させ、時間外労働について送検されており、また、直近の労働基準監督機関と地方運輸機関との合同監督において、違法な時間外労働及び休日労働については是正勧告を受けていたが、違反状態を是正しなかった。

【被疑事実】

36 協定の協定時間、協定回数を超えて時間外労働及び休日労働を行わせた。

<事例 3>

運転者が死亡する交通災害を発生させる等、違法な長時間の時間外労働を行わせたとして法人及び事業主を送検

【概要】

■ 走行中の車輛運搬車が、赤信号で停止していた大型トレーラーの後部に追突し、当該車輛運搬車の運転者が死亡。

■ 同運転者について、事故の直近 50 日間における時間外労働時間数が 190 時間以上に及んでおり、36 協定の協定時間である 1 か月 80 時間を超えて時間外労働を行わせた事実が認められたため、法人及び事業主を送検。

【被疑事実】

36 協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせた。

4 国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その臨検監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しています。

【相互通報制度の実施状況】

	労働基準監督 機関から通報 した件数	労働基準監督 機関が通報を 受けた件数
平成 27 年	821	376
平成 26 年	864	312
平成 25 年	974	256

おわりに

自動車運転者は、依然として長時間労働の実態にあり、脳・心臓疾患の労災請求件数及び認定件数が最も多い職種です。

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場については監督指導を行うなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。



全日本トラック協会の概要	トラック輸送業界の概要	会員の皆様へ	一般の皆様へ	学生の皆様へ	こどものページ
--------------	-------------	--------	--------	--------	---------

会員の皆様へ

- 安全対策
- 環境対策
- 税制・道路料金問題
- 労働対策
- 人材の確保・育成
- 適正化事業
- 経営改善対策、WebKIT
- 情報化推進
- 燃料高騰対策・取引適正化
- 規制・要望
- 助成制度
- セミナー・資格制度
- 引越し・宅配
- 調査・研究
- 主な刊行物
- トラックステーション・保養施設
- 「広報とらつく」
- TBSラジオ系列
ドライバーズリクエスト
- リクルート
- 国際交流
- 青年部会
- 都道府県トラック協会一覧
- 道路交通情報・気象情報
- リンク
- HOME

HOME>会員の皆様へ>労働対策>トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会特設ページ>荷主関係業界専門新聞における広告の掲載について

荷主関係業界専門新聞における広告の掲載について

平成27年度に中央及び全都道府県に、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が設置され、行政、荷主、トラック運送事業者、労働組合、学識経験者など関係者が一体となって、取引環境の改善と長時間労働の抑制に向けた取り組みを進めています。

この取り組みを進める上で、特に、荷主の方々の協力が必要不可欠であることから、このたび全日本トラック協会では、荷主企業に対し協議会の取り組みや手待ち時間等の実態を周知し、トラック運送事業における取引環境改善と長時間労働抑制への理解促進を図るため、厚生労働省及び国土交通省の後援を得て、荷主向け業界専門新聞に広告を掲載しました。

広告の内容

掲載新聞及び掲載日の一覧

荷主向け業界専門新聞への広告掲載について (平成28年11月～12月)

掲載新聞名	広告掲載日
管材新聞	11月23日
日本食糧新聞	11月25日
藤界タイムス	11月25日
紙業新聞	11月25日
日本農業新聞	11月28日
日刊自動車新聞	11月28日
ガラス新聞	11月28日
ゴムタイムス	11月28日
セメント新聞	11月28日
日刊建設工業新聞	11月29日
日刊木材新聞	11月29日
繊維新聞	11月30日
化学工業日報	11月30日
みなと新聞	11月30日
機械新聞	12月1日
鉄鋼新聞	12月2日

計16紙

荷主の皆様、トラックドライバーの労働条件改善にご理解・ご協力をお願いします！

荷主都合による荷積み・荷卸しの際の待ち時間、検品・仕分け等の無償の付帯作業がドライバーの負担となっています。

- 1 運行あたりの荷積み・荷卸しの際の待ち時間(※1)
3時間超 15.1%
2～3時間 13.6%
- 2 全取引に占める無償の付帯作業(検品・仕分け等)のある取引の割合(※2)
58.5%

(※1)平成27年9月に全国でトラックドライバー約5,600名の1週間分(約27,000運行)の実態調査結果はこちら <http://www.mlit.go.jp/common/001128768.pdf>
(※2)平成28年2月に全国のトラック運送事業者735社の下請等中小企業の取引に関する実態調査結果はこちら <http://www.mlit.go.jp/common/001138839.pdf>



トラック運送業界では、荷主の皆様、行政(厚生労働省・国土交通省等)、トラック運送事業者などで構成する協議会を中央と全都道府県に設置し、取引環境の改善と長時間労働の抑制のための取り組みを積極的に進めています。

荷積み・荷卸しの際の待ち時間や無償の付帯作業を解消するためには、トラック運送事業者自らの努力はもちろんですが、荷主の皆様のご理解や無理・無駄のない計画的な発注などのご協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働条件の改善に向けて、ぜひとも荷主の皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

公益社団法人
全日本トラック協会
都道府県トラック協会
■ 厚生労働省 国土交通省

事業報告書・事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業報告規則第2条に基づき、運輸局へ報告書の提出が義務付けられています。

提出期限

事業報告書・・・毎年決算日から100日以内（特定貨物自動車運送事業者は除く）

事業実績報告書・・・毎年7月10日（全事業者共通）

※対象期間は4月1日～翌年3月31日となっています。

提出部数：3部（うち1部は事業者控え）

提出先

区分	一般貨物自動車運送事業者	特別積合せ貨物運送を行う 一般貨物自動車運送事業者	特定貨物自動車運送事業者
事業報告書	主たる事務所がある地方の運輸局長 (奈良運輸支局を経由できます)	国土交通大臣 (近畿運輸局を経由できます)	
事業実績報告書	同上	同上	主たる事務所がある地方の運輸局長 (奈良運輸支局を経由できます)

記入のポイント

事業報告書

損益計算書と貸借対照表は、決算書の写しを添付してください。

事業実績報告書

霊きゅう事業者の場合は、単位を体で示してください。

事業報告書

事業実績報告書

報告書様式は(公社)奈良県トラック協会ホームページからダウンロードができます。

ダウンロードページ

<http://narata.or.jp/siryo.htm>

記載方法等につきましては、(公社)奈良県トラック協会までお問い合わせください。

貨物自動車運送事業輸送安全規則等に基づく貨物自動車運送事業者が備え置くべき帳票類等一覧

区 分	様 式 ダウンロード	帳 票 類	概 要 等	保 存 期 間
帳票類の整備、報告等	●	事故記録の作成・保存	当該事故が発生した場合、30 日以内に記録を作成	当該事故発生後 3 年間
		事故報告書の提出	自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故が発生した場合、30 日以内に運輸支局に提出	当該事故発生後 3 年間
	●	運転者台帳の作成	運転者毎に必要な事項を記載した台帳（写真貼付）を作成し、営業所に備え置く	常時備え付け及び 運転者でなくなった日から 3 年間
		車両台帳の作成	営業所に配置する車両の検査証の写し及び自賠責保険の写しを備え置く	常時備え付け
	●	事業報告書の届出	毎事業年度の経過後、100 日以内に運輸支局に届出	
	●	事業実績報告書の届出	前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの実績を毎年 7 月 1 日迄に運輸支局に届出	
運行管理等	●	運行管理規程の作成	運行管理者が、的確かつ円滑に事業用自動車の安全の確保に関する業務を行うために、運行管理者の職務や権限、事業用自動車の運行の安全に関する規程を作成	常時備え付け
	●	運行管理者選任届	選任又は解任後、概ね 7 日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		運行管理者の研修の受講	選任した年度は必ず受講、その後 2 年に 1 回の受講	
	●	運行計画表（勤務割表）の作成	休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、改善基準告示に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させる	常時備え付け
	●	点呼の実施及び記録・保存	運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い、報告を求め、及び確認を行い、並びに運行の安全を確保するために必要な指示を与え、常時アルコール検知器の有効を保持する	1 年間
	●	乗務等の記録・保存	乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに必要事項を記録	1 年間
		運行記録計の活用及び記録・保存	運転者の乗務について、事業用自動車（車両総重量 7 トン以上又は最大積載量 4 トン以上）の瞬間速度、運行距離及び運行時間を記録	1 年間
	●	運行指示書の作成・保存	乗務前、乗務後点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者の運行ごとに、必要事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者に携行させる	1 年間
	●	乗務員への指導・監督の実施及び記録・保存	国土交通省告示 1366 号に基づく教育の実施	3 年間
	●	特定運転者の指導・監督の実施	初任・適齢（65 歳以上）・事故惹起運転者への指針に基づく教育の実施	3 年間
車両管理等	●	整備管理規程の作成	整備管理者の義務として掲げる事項の執行に関する規程を作成	常時備え付け
	●	整備管理者選任届	選任又は変更後、15 日以内に運輸支局に届出	常時備え付け
		整備管理者の研修の受講	選任した年度は必ず受講、その後 2 年に 1 回の受講	
	●	日常点検の実施及び記録・保存	自動車点検基準に基づく点検の実施	1 年間
	●	定期点検整備の実施及び記録・保存	3 ヶ月点検記録簿及び 12 ヶ月又は 24 ヶ月点検記録簿への記録	1 年間
労基法等	●	就業規則の作成	常時 10 人以上の従業員を使用する使用者は、管轄する労働基準監督署への届出	常時備え付け
	●	36 協定の届出	時間外労働、休日労働がある使用者は、毎年 1 回管轄する労働基準監督署への届出	完結の日（有効期間満了の日）より 3 年間
		健康診断の受診	雇入れ時の健康診断、定期健康診断は年 1 回、但し深夜労働者（22 時～翌日 5 時）は年 2 回の受診	5 年間
法定福利費		労災保険・雇用保険への加入	労働者を 1 人でも雇用していれば加入	労働保険：完結の日より 3 年間又は 4 年間 （労災保険：完結の日より 3 年間 雇用保険：完結の日より 2 年間又は 4 年間）
		健康保険・厚生年金保険への加入	法人事業所及び常時 5 人以上の従業員を使用している個人事業所は加入	健康保険：完結の日より 2 年間 厚生年金保険：完結の日より 2 年間

● 印は、(公社) 奈良県トラック協会ホームページより、ダウンロードできます。

適正化事業・指導項目別調査結果

集計期間:平成28年4月～平成29年1月
(巡回計画数:203事業所 巡回実施数:168事業所)

(公社)奈良県トラック協会

区 分	重点	調査事項 (*印は「特別積合せ」のみの調査事項, ☆印は霊柩事業者は除外する)	調査 件数	(否)件数	指導件数 ワースト10
I. 事業計画等	○	1 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	167	4	
		2 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	167	8	
	○	3 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	167	3	
		4 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	167	2	
		5 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	167	2	
		6 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	119	3	
	○	7 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	163	0	
	○	8 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	163	3	
II. 帳票類の整備、 報告等		1 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	59	1	
		2 自動車事故報告書を提出しているか。	3	0	
		3 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	164	6	
		4 車両台帳が整備され、適正に記入等がされているか。	165	2	
		5 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	110	54	②
III. 運行管理等		1 運行管理規程が定められているか。	165	14	
	◎	2 運行管理者が選任され、届出されているか。	161	3	
		3 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	141	31	⑩
		4 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	164	4	
	◎	5 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	162	30	
	◎ ☆	6 過積載による運送を行っていないか。	157	0	
	◎	7 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	163	41	⑦
	○	8 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	163	28	
	○ ☆	9 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	115	1	
	○	10 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	18	5	
	◎	11 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	161	43	⑥
	○	12 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	79	44	⑤
	○	13 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	101	49	③
IV. 車両管理等		1 整備管理規程が定められているか。	165	7	
	◎ ※	2 整備管理者が選任され、届出されているか。	159	3	
		3 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	137	35	⑧
		4 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	160	10	
	◎	5 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	163	73	①
V. 労基法等	○	1 就業規則が制定され、届出されているか。	112	9	
		2 36協定が締結され、届出されているか。	156	26	
		3 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	161	5	
	○	4 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	160	48	④
VI. 法定福利費	○	1 労災保険・雇用保険に加入しているか。	158	22	
	○	2 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	155	32	⑨

※印は、保有車両に乗車定員11人以上のバス型霊柩車がある霊柩事業者の場合、1両でも整備管理者の選任が必要である(道路運送車両法第50条)。

県内運送事業者の資格認定取得状況

平成 29 年 1 月 31 日現在

安全性優良事業所 (（公社）全日本トラック協会が認定する 安全性の高い事業所)	159事業所
引越優良事業者 (（公社）全日本トラック協会が認定する 下見・見積り作業など“引越のルールを守る”事業者)	14事業者
グリーン経営認証登録事業所 (（公社）交通エコロジー・モビリティ財団が認証する “環境保全”に配慮した企業経営)	38事業所
ISO9001 (国際標準化機構ISOが制定した、“品質を保証”し “顧客満足”を目指すシステム)	32事業者
ISO14001 (国際標準化機構ISOが制定した、企業活動が “環境に与える影響”を最小限度に改善していくシステム)	6事業者
ISO39001 (国際標準化機構(ISO)が制定した、道路交通事故による 死亡・重傷事故ゼロの“安全な社会の実現”を目指すシステム)	10事業者

（公社）奈良県トラック協会は、社会のニーズと信頼に応えていきます

安全性優良事業所【Gマーク】
奈良市（32）
近畿福山通運株式会社 奈良営業所
愛和運輸倉庫株式会社 本社営業所
株式会社吉田運輸 本社営業所
エーエルプラス株式会社 奈良営業所
塚本運送株式会社 本社営業所
辻本運輸株式会社 本社営業部
モミキ運送株式会社 本社営業所
大和運輸株式会社 本社営業所
日本通運株式会社 奈良警送支店
奈良郵便便株式会社 奈良営業所
ヤマト運輸株式会社 奈良西ノ京支店
ヤマト運輸株式会社 奈良平城支店
武澤運送株式会社 本社営業所
阪神不動産株式会社 奈良営業所
奈良三笠運輸株式会社 本社営業所
立石運送株式会社 本社営業所
富士運輸株式会社 奈良支店
日本郵便株式会社 奈良中央郵便局
ミュージックサービス株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 帝塚山センター
（株）ヤマサン 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 はりセンター
大和物流株式会社 奈良支店
クサタケ物流株式会社 本社営業所
尾上運送株式会社 本社営業所
株式会社物流サポート 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 奈良北之庄支店
丸長運送株式会社 奈良営業所
株式会社荒木運輸 本社営業所
アートコーポレーション株式会社 奈良
石下運輸株式会社 奈良支店営業所
ヤマト運輸株式会社 法蓮支店
生駒市（6）
ヤマト運輸株式会社 生駒支店
秋田運輸株式会社 奈良営業所
ヤマト運輸株式会社 学研支店
大虎運輸株式会社 奈良支店
浅田運輸株式会社 奈良営業所
ロジトライ関西株式会社 奈良事業所
天理市（17）
株式会社エスライン奈良 本社営業所
（株）テンソー 本社営業所
（株）山口商事 本社営業所
（株）鳥運送株式会社 本社営業所
（株）平和商運 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 天理支店
（株）辻本運送 物流センター営業所
佐川急便株式会社 天理営業所
セイノースーパーエクスプレス株式会社 奈良営業所
日本通運株式会社 自動車営業課
ジェイ・ネット株式会社 本社営業所
福住運輸倉庫株式会社 福住営業所
福住運輸倉庫株式会社 本社営業所
トールエクスプレスジャパン株式会社 奈良支店
奈良相流通株式会社 本社営業所
原口運輸商事株式会社 本社営業所
酒井運送株式会社 本社営業所
大和郡山市（29）
奈良センコー物流株式会社 奈良営業所
名阪運輸株式会社 本社営業所
（株）ホウワ 本社営業所
近物レックス株式会社 奈良支店
やまと運輸株式会社 大和郡山営業所
佐川急便株式会社 奈良営業所
生駒電子物流株式会社 本社営業所
藤川運輸興業株式会社 本店営業所
川端運輸株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 いまごセンター
ヤマトマルチチャーター株式会社 奈良営業所
（株）ニココン奈良 本社営業所
吉川運輸株式会社 本社営業所
日本郵便株式会社 大和郡山郵便局
（株）讀宣運輸 奈良営業所
ハウス物流サービス株式会社 関西営業所奈良事務所
（株）ユーパワーロジ 奈良営業所
マンナ運輸株式会社 奈良支店
ビッグ・カーゴ株式会社 本社営業所
新運輸株式会社 奈良営業所
（株）サカイ引越センター 奈良支社

愛知ミタカ運輸株式会社 奈良営業所
西濃運輸株式会社 奈良支店
新日本輸送株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 大和郡山支店
（株）日硝ハイウエー 奈良営業所
桜井市（8）
森本運輸株式会社 本社営業所
新高運輸株式会社 本社営業所
（株）関西丸和ロジスティクス 奈良営業所
奈良県合同陸運株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 桜井支店
やまのべ急便株式会社 本社営業所
（株）やまのべ 本社営業所
（株）ヨシオカ 田原本営業所
宇陀市（3）
（株）大翔 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 はいばらセンター
佑大運輸株式会社 本社営業所
橿原市（12）
（株）川本カーゴ 本社営業所
八木日進運送株式会社 本社営業所
日本通運株式会社 橿原営業支店
森田運送株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 橿原支店
ヤマト運輸株式会社 橿原八木支店
新口運送株式会社 本店営業所
三和運輸株式会社 本社営業所
丸八運輸株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 橿原今井センター
（株）メンテナンス・コシバ 本社営業所
日通奈良運輸株式会社 橿原営業所
大和高田市（3）
芝野運輸倉庫株式会社 本社営業所
（株）丸源運輸 本社営業所
近畿運輸株式会社 本社営業所
香芝市（3）
かつらぎ運輸株式会社 本社営業所
（株）奈良名勝運輸 本社営業所
（株）育育運送 本社営業所
葛城市（4）
ヤマト運輸株式会社 香芝支店
西川運輸倉庫株式会社 本社営業所
岡本運送株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 大和高田支店
御所市（7）
（株）マルヨシ運輸倉庫 本社営業所
佐川急便株式会社 御所営業所
上村運輸株式会社 本社営業所
奈良トラック配送センター株式会社 本社営業所
（株）森本每乳舎 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 御所センター
池田運送株式会社 本店営業所
五條市（4）
（株）志希商事 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 奈良五條支店
日本郵便株式会社 五條郵便局
（株）ベストライン 本社営業所
生駒郡（6）
和物流株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 法隆寺支店
（株）角井運送 本社営業所
やまと運輸株式会社 法隆寺営業所
（株）馬本貿易商店 運輸部
ヤマト運輸株式会社 ヘぐりセンター
磯城郡（11）
（株）西和物流 本社営業所
今西物流株式会社 田原本営業所
（株）ハンナ 本社営業所
ニシキ運輸株式会社 本社営業所
明日香運送株式会社 田原本営業所
日進運送株式会社 本社営業所
タニハナ物流株式会社 本社営業所
佐川急便株式会社 大和高田営業所
愛知陸運株式会社 田原本営業所
天理総合運輸株式会社 田原本営業所
（株）DNPロジスティクス 奈良事業所
北葛城郡（7）
藤俊運輸株式会社 本社営業所
（株）愛和 本社営業所
誠運輸株式会社 本社営業所
水間急配株式会社 奈良営業所
辻本運輸株式会社 本社営業所
ヤマト運輸株式会社 北葛城支店
ヤマト運輸株式会社 奈良上牧センター

高市郡（2）
奈良郵便便株式会社 中和営業所
松陸運輸株式会社 本社営業所
吉野郡（5）
中吉野運送株式会社 吉野営業所
ヤマト運輸株式会社 十津川センター
（株）大紀 大淀営業所
ヤマト運輸株式会社 奈良吉野支店
イヌイ急便株式会社 本社営業所

グリーン経営認証事業所
奈良市（11）
丸長運送株式会社 奈良営業所
塚本運送株式会社 本社営業所
奈良郵便便株式会社 奈良営業所
日本通運株式会社 奈良警送支店
ミュージックサービス株式会社 本社営業所
奈良三笠運輸株式会社 名阪営業所
（株）都通 本社営業所
（株）奈良サービス 本社営業所
（株）ヤマサン 本社営業所
クサタケ物流株式会社 本社営業所
富士運輸株式会社 奈良支店
生駒市（1）
浅田運輸株式会社 奈良営業所
宇陀市（1）
正亀運送株式会社 本社営業所
香芝市（1）
（株）奈良名勝運輸 本社営業所
御所市（1）
（株）森本每乳舎 本社営業所
桜井市（1）
新高運輸株式会社 本社営業所
天理市（6）
（株）辻本運送
（株）エスライン奈良
原口運輸商事株式会社
ジェイ・ネット株式会社
（株）山口商事 本社営業所
（株）いわれ 本社営業所
大和郡山市（6）
新運輸株式会社 奈良営業所
川端運輸株式会社
名阪運輸株式会社 本社営業所
（株）日硝ハイウエー 奈良営業所
関西低溫株式会社 本社
関西低溫物流株式会社 本社
橿原市（2）
（株）川本カーゴ
森田運送株式会社 本社営業所
生駒郡（1）
和物流株式会社 本社営業所
磯城郡（3）
（株）ハンナ
今西物流株式会社 田原本営業所
トヨタ輸送中部株式会社 奈良事業所
北葛城郡（3）
（株）愛和 本社営業所
乾重量株式会社
誠運輸株式会社 本社営業所
高市郡（1）
奈良郵便便株式会社 中和営業所

ISO 9001 認証事業者
奈良市（6）
辻本運輸株式会社
阪神不動産株式会社
富士運輸株式会社
丸太運輸株式会社
長尾運送株式会社 奈良営業所
大和物流株式会社 奈良支店
五條市（1）
（株）モリタトランスポート
御所市（4）
池田運送株式会社
佐川急便株式会社 御所営業所
（株）マルヨシ運輸倉庫
（株）森本每乳舎
天理市（4）
（株）いわれ
佐川急便株式会社 天理営業所
（株）辻本運送
丸嶋運送株式会社

大和郡山市（10）
佐川急便株式会社 奈良営業所
新日本輸送株式会社
大和陸運株式会社
ハウス物流サービス株式会社
原口運輸商事株式会社
吉川運輸株式会社
（株）サカイ引越センター
奈良センコー物流株式会社
（株）低溫
マンナ運輸株式会社 奈良支店
橿原市（1）
（株）川本カーゴ
磯城郡（3）
明日香運送株式会社
佐川急便株式会社 大和高田営業所
（株）西和物流
北葛城郡（3）
（株）愛和
藤俊運輸株式会社
誠運輸株式会社

ISO 14001 認証事業者
奈良市（2）
大和物流株式会社
辻本運輸株式会社
天理市（1）
奈良相流通株式会社
大和郡山市（3）
ハウス物流サービス株式会社
吉川運輸株式会社
（株）サカイ引越センター

ISO 39001 認証事業者
奈良市（1）
富士運輸株式会社
御所市（1）
上村運輸株式会社
大和郡山市（1）
川端運輸株式会社
大和高田市（2）
近畿運輸株式会社
（株）丸源運輸
橿原市（4）
三和運輸株式会社
八木日進運送株式会社
森田運送株式会社
新口運送株式会社
磯城郡（1）
（株）ハンナ

引越優良事業者
奈良市（3）
全国引越専門協同組合連合会 天理センター
アートコーポレーション株式会社 奈良支店
ミュージックサービス株式会社 本社営業所
天理市（2）
ジェイ・ネット株式会社
日本通運株式会社 奈良支店奈良自動車営業課
大和郡山市（6）
全国引越専門協同組合連合会 奈良センター
（株）ホウワ ホウワ引越センター
西濃運輸株式会社 奈良支店
（株）サカイ引越センター 奈良支社
（株）サカイ引越センター 奈良南支社
川端運輸株式会社 アンジュ引越センター
香芝市（2）
全国引越専門協同組合連合会 奈良中南センター
アートコーポレーション株式会社 香芝支店
磯城郡（1）
（株）ハンナ 本社営業所

